

危険物等変更届出書

危険物施設の設置又は変更の許可を受けた者は、その住所、氏名若しくは名称又は製造所等の所在する場所の地名若しくは番地に変更があったときは、危険物等変更届出書を管理者に提出しなければなりません。

提出時期	変更後、遅滞なく
提出者	危険物施設の設置又は変更の許可を受けた者
受付窓口	危険物施設の所在する場所の所轄消防署、支署（出張所、分遣所を除く。） 予防・危険物担当係です。 ●所在地等 消防署（支署）所在地一覧は、「当組合ホームページ」総務欄をクリックしてご覧ください。
注意事項	1 届出者の押印が必要です。 2 提出部数は2部です。
根拠法令	西胆振行政事務組合危険物規制規則第10条 消防法第11条第1項の規定による許可を受けた者は、その住所、氏名若しくは名称又は製造所等の所在する場所の地名若しくは番地に変更があったときは、危険物等変更届出書（別記様式第18号）を管理者に提出しなければならない。

別記様式第18号 (第10条関係)

危険物等変更届出書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

西胆振行政事務組合
管理者 様

届出者
住所 伊達市〇〇町〇〇番地〇〇
(電話 〇〇-〇〇〇〇)
氏名 〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 印

設置場所	伊達市〇〇町〇〇番地〇〇		
製造所等の別	貯蔵所	貯蔵所又は 取扱所の区分	屋外タンク貯蔵所
変更前	設置者：〇〇 〇〇		
変更後	設置者：△△ △△		
変更理由	設置者退職のため		
変更年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

備考

- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- ※印の欄は、記入しないこと。